

京都府受動喫煙防止対策風速計貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、京都府健康福祉部健康対策課（以下「健康対策課」という。）が管理する風速計を貸出す場合の手続等について必要な事項を定める。

(貸出し物品)

第2条 貸出す風速計は日本カノマックス株式会社製の携帯型風速計 ANEMOMASTER (MODEL6006-D0 型) とする。

(貸出しの対象)

第3条 風速計の貸出しの対象は、京都府内の団体、施設、企業等とする。

(貸出しの手続等)

第4条 手続に当たり、風速計を使用する団体、施設、企業等の所在地が京都市である場合は健康対策課、それ以外の市町村である場合は管轄の保健所を担当窓口（以下「担当窓口」とする）とする。

第5条 風速計の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ風速計借受申請書（様式第1号）により担当窓口申請し、健康対策課長の承認を受けなければならない。

第6条 健康対策課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、風速計の貸出しを承認し、申請者へ風速計貸出承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- (1) 営利団体等が自己の利益を図ることを主たる目的とするとき。
- (2) 法令、公序良俗に反するとき。
- (3) その他健康対策課長が風速計の貸出しについて不相当と認めるとき。

第7条 貸出しの承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、担当窓口から借受する。なお、受取りの際は借用書（様式第3号）を記入する。

2 借受者は、取扱説明書の内容に基づき適切に風速計を使用する。

3 貸出しの期間は1週間以内とし、風速計貸出承認通知書に記載された期間とする。なお、借受者は、貸出し物品を使用したあと、速やかに担当窓口に戻却する。風速計の返却時、借受者及び担当窓口は、風速計の状況を確認し、風速計返却チェックリスト（様式第4号）のチェック項目の確認・署名しなければならない。

4 貸出し及び返却は原則手渡しとする。やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。例外については事象毎に健康対策課に相談すること。

5 貸出物品の貸出料は、無料とする。

(転貸の禁止)

第8条 借受者は、風速計を第三者に転貸してはならない。

(毀損等)

第9条 借受者が風速計を毀損又は紛失したときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、健康対策課長がその責を問わないと認めたときは、この限りでない。

(承認内容の変更)

第10条 借受者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ風速計貸出承認内容変更申請書(様式第5号)を健康対策課長に提出し、その承認を受けなければならない。

第11条 健康対策課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が他への貸出し等、業務に支障をきたす場合を除き、変更申請を承認し、申請者へ風速計貸出内容変更承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(貸出し承認の取消し)

第12条 健康対策課長は、風速計の使用がこの要領及び貸出し承認の内容に違反していると認められるときは、その貸出し承認を取消することができる。

2 前項の規定により貸出し承認を取消された者は、承認取消の通知があった日以降、速やかに返却しなければならない。

3 前2項により生じた損害は、貸出し承認を取消された者の責とする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、風速計の貸出しについて必要な事項は、健康対策課長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年9月9日から施行する。